

環境影響評価法に基づく景観の環境影響評価について

1. 環境影響評価法に基づく規定等

環境影響評価の項目や手法の選定等については、すべての事業種に共通する基本となるべき考え方を環境省が告示する「基本的事項¹」と、事業特性や立地条件等を勘案して事業所管大臣が事業種ごとに環境大臣と協議の上で定める「主務省令」によって規定されている。また、発電所については、主務省令の内容等について解説する「発電所に係る環境影響評価の手引（以下「手引」という）」が経済産業省原子力安全・保安院により策定されている。

環境影響評価法に基づく景観の環境影響評価手法について、発電所を例に主務省令²等を整理すると、次のとおりである。

（1）景観に係る調査及び予測の基本的な手法

- ・ 主要な眺望点、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況について、文献及び現地調査を実施。
- ・ これらの改変の程度の把握や、主要な眺望景観についてフォトモンタージュ法（※）等の視覚的な表現手法により予測し、影響の程度を把握。

（2）主要な眺望点の選定

- ・ 不特定かつ多数の者が利用している場所及び地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所のうち、発電所を望むことができる場所等を選定。
- ・ 調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺区域について、発電所の規模、周囲の地形の状況、眺望点及び景観資源の分布状況、地域の視程等を勘案して設定。
- ・ 必要に応じて、メッシュ標高データによる数値地形モデルを用いたコンピュータ解析、航空写真の立体視による解析、地形模型による解析等により、可視・不可視領域を把握。

（3）景観資源の選定

- ・ 山岳や湖沼等に代表される自然景観資源及び歴史的文化財価値のある人文景観資源を選定。
- ・ 設置場所との位置関係、規模、利用特性、自然環境保全関係法令等（自然公園法、都

¹ 正式には「環境影響評価法第四条第九項の規定による主務大臣及び国土交通大臣が定めるべき基準並びに同法第十三条第三項及び第十二条第二項の規定による主務大臣が定めるべき指針に関する基本的事項」という。本資料においては、単に基本的事項という。参考資料5参照。

² 本主務省令は、正式には「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」という。本資料においては、単に主務省令という。参考資料6参照。

また、主務省令においては、参考項目及び参考手法が示されており、各事業における評価項目及び調査・予測の手法の選定にあたっては、事業者が、各事業ごとに、参考項目及び参考手法を勘案しつつ、事業特性及び地域特性を踏まえて選定を行うものとされている。

市計画法、文化財保護法、景観条例・要綱等)の指定状況、地域住民等とのかかわり等を調査。

(4) 眺望景観の予測等

- ・ フォトモンタージュ法、その他の視覚的な表現手法により、眺望の変化を予測。
- ・ 予測時期は、環境影響を的確に把握できる時期、又は発電所の建物等が完成した時点。

(5) 評価手法

- ・ 環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され又は低減されているものであるかどうかを検討。
- ・ 国又は地方公共団体による環境保全施策における基準又は目標との整合について検討。

※フォトモンタージュ法とは、景観の変化の程度を把握する手法のひとつであり、眺望点から撮影した写真に完成予想図を合成して、景観の変化を予測する。

(例) ○○ヶ丘から事業実施区域及び△△山を望む眺望景観についてのフォトモンタージュ³



³ 出典：環境アセスメント技術ガイド「自然とのふれあい」（2002,自然とのふれあい分野の環境影響評価技術検討会）

2. 環境影響評価法に基づく景観に係る環境影響評価の実施状況

平成 18 年 10 月以降⁴ に環境影響評価法に基づく準備書が公告された 21 件の事業を対象に景観に係る環境影響評価の実施状況を確認したところ、21 件すべての事業において、景観が評価項目として選定されていた。これらの事業における景観に係る環境影響評価の実施状況は以下のとおり。

表1 平成 18 年 10 月以降に準備書が公告された事業

事業種	件 数
道 路	9件
河 川	2件
発 電 所	8件
廃棄物最終処分場	1件
埋 立	1件
計	21 件

※21 件のうち、10 件は手続中であり、今後、知事意見等を勘案して調査手法等が変更される可能性がある。

(1) 景観に係る環境影響評価の基本的な手法

21 件すべての事例において、事業実施区域及び周辺における主要な眺望点及び景観資源を選定し、主要な眺望景観について作成したフォトモンタージュにより、眺望景観の変化の程度を予測していた。

また、選定した主要な眺望点及び景観資源が事業実施区域と重なる事業では、改変の有無やその程度を予測していた。

①眺望点の選定

【主要な眺望点の選定場所】

- 21 件すべての事業において、不特定かつ多数の者の利用がある場所を選定。
- 9 件では地域住民の憩いの場や日常生活の場を選定。

表2 眺望点の選定状況

主要な眺望点の選定	件数 (割合)	具体例
不特定かつ多数の者の利用がある場所を選定した事例	21 件 (100%)	展望施設、公園、レジャー・観光施設、クルーズ船の航路、サイクリングロード等
地域住民の憩いの場や日常生活の場を選定した事例	9 件 (43%)	公民館、集落、バス停、道路等

⁴ 平成 17 年の基本的事項改正を受けて、改正を行った主務省令が施行された平成 18 年 10 月以降に準備書が公告された事例を、本資料の整理の対象とした。

【予測に用いた眺望点の選定数】

- ・ 最多の事業で 13箇所であり、多くの事業が 3～8 箇所を選定。
- ・ 高い煙突を有する発電所事業においては、8 件中 7 件において、構造物の高さや地形の状況から可視範囲を把握した上で、その中から眺望点を選定。

【眺望点と事業実施区域の距離】

- ・ 眺望点と事業実施区域の距離は、建設される施設の高さ等により異なっている。
- ・ 事業実施区域から約 5 km 以上離れた距離に眺望点を選定している事業は、高い煙突を有する発電所や、事業実施区域周辺に周辺を見渡せる山頂がある道路事業であった。

表3 眺望点と事業実施区域の距離※1

予測に用いた眺望点	件数（割合※2）	内訳
0m～約 500m から選定	8 件 (38%)	道路 7 件、発電所 1 件
約 500m～約 5 km から選定	19 件 (90%)	道路 7 件、河川 2 件、発電所 8 件、廃棄物最終処分場 1 件、埋立 1 件
約 5 km 以上から選定	5 件 (24%)	道路 1 件、発電所 4 件

※1 図書に距離が明記されていない場合は、図書に掲載された図面より距離を読み取った。

※2 21 件中の割合を示している。

②景観資源の選定

- ・ 眺望景観の予測の対象である景観資源として、18 件において、海浜、湖沼、山並み、森林、農地、史跡・名勝、文化財、神社・仏閣、町並み等が選定。
- ・ 3 件においては、眺望点から見た事業実施区域周辺の眺望を予測の対象としていた。

③眺望景観の予測

【予測の手法】

- ・ フォトモンタージュを用いた予測においては、眺望景観の見え方の変化について、事業により建設される構造物等の視認の程度、周囲の景観との調和や違和感、圧迫感の程度等を定性的に予測していた。
- ・ 半数程度の事業では、水平見込角⁵、俯角⁶、スカイライン切断、画面に占める人工物構成率等の客観的な指標も用いていた。

⁵ 視点から対象を見込む水平視角をいう。10° を超えると対象物が目立つようになるとされている。

⁶ 対象物を見おろしたとき、対象物の下端と視点を結ぶ線と水平線のなす角。

【予測の時期】

- ・ 予測の時期は、21件すべての事業において事業完了後としていた。
- ・ 詳細な時期については、次の観点から設定されていた。
 - ・ 眺望点の利用者数を考慮（2件）
 - ・ 眺望点の利用時期及び景観資源の見どころとなる時期を考慮（2件）
 - ・ 眺望点の利用時期及び景観資源の視認の程度を考慮（1件）
 - ・ 景観資源が最も鮮明に眺望することができる時期を考慮（1件）

④評価の手法

- ・ 21件すべての事業において、実行可能な範囲での環境影響の回避・低減に係る検討を実施。
- ・ 景観法に基づく景観計画や景観条例等との整合性に係る検討により評価した事業は3件。

表4 評価手法

評価手法	件数（割合）	備考
環境影響の回避・低減に係る検討	21件（100%）	
国又は地方公共団体による目標又は基準との整合についての検討	3件（14%）	それぞれ景観条例、景観法に基づく景観計画、地方公共団体の定めた環境基本計画との整合性を検討

（2）環境保全措置の検討状況

景観に係る環境保全措置としては、修景のための緑化や遮蔽のための植栽を行うとした事業が最も多く、色彩の配慮、デザイン・構造物の形式の検討、改変面積・構造物の大きさを小さくする等があった。

なお、景観に関して事後調査を実施するとした事例はなかった。

表5 環境保全措置の検討状況

準備書又は評価書に記載された環境保全措置	件数
修景のための緑化、遮蔽のための植栽	15件
色彩の配慮	11件
デザイン・構造物の形式の検討	6件
改変面積・構造物の大きさを小さくする	5件
その他（不要施設の撤去、工作物を民家から離す等）	7件

3. 環境影響評価書の審査における景観に関する環境大臣意見

環境影響評価法に基づく手続が終了した事業 152 件⁷ のうち、景観に関する環境大臣意見を述べたものは 13 件である。

山並みや里山等の自然景観の保全に関する意見が 4 件、市街地や都市施設等を含めた景観への配慮を求める意見が 3 件、自然公園内に計画された事業に対して景観への配慮等を求める意見が 2 件、その他環境保全措置の具体化や実施徹底を求める意見などを述べている。

表 6 景観に関する環境大臣意見の概要

環境大臣意見		件数
山並みや里山等の自然景観の保全に関する意見	【具体例】換気塔については、山並みのスカイラインを分断するなど、眺望景観の変化が避けられないことから、大気や騒音等への影響に配慮した上で、形状等について検討し、可能な限り周辺景観への影響の低減を図ること。	4 件
市街地や都市施設等を含めた景観への配慮を求める意見	【具体例】対象道路が計画されている〇〇市は、市街地から望む〇〇湾と都市施設等が一体となった地域固有のすぐれた景観を有しているため、事業実施段階において、市街地や山側の眺望点から見た眺望景観に対する影響についても住民等の意見を聞きながら予測・評価し、必要に応じて適切な措置を講ずること。	3 件
自然公園内に計画された事業に対して景観への配慮等を求める意見	【具体例】計画路線は国定公園内を通過する区間があり、かつ、同公園内には自然歩道が設置されていることから、同自然歩道上で〇〇山と計画路線を同方向に望める地点を予測地点に追加し、事業実施に伴う眺望景観に及ぼす影響について予測評価を行うこと。	2 件
その他	環境保全措置の具体化や実施徹底を求める意見など	4 件

⁷ 閣議決定要綱に基づいて実施した手続きを、法施行後からは法に基づく手続きとして実施した案件（経過措置案件）47 件を含む。

【参考1】環境影響評価等において景観への配慮を検討した事例

事例1 <small>こうべこくさいこうと</small> 神戸国際港都建設計画道路1,3,6号大阪湾岸西伸線 (都市景観を含めた自然景観への配慮を検討した事例)	
事業概要	兵庫県神戸市東灘区から長田区を結ぶ延長約14.5km、6車線の自動車専用道路
景観に係る評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> 嵩上式の道路について、六甲山地、須磨の浦、明石海峡及び瀬戸内海国立公園を眺望できる地点を眺望点として選定し、フォトモンタージュにより眺望景観の変化を予測した。 一部の眺望景観に変化が生じると予測されたことから、環境保全措置として、道路構造物及び道路付属物のデザインを周辺環境に配慮しながら検討することとした。 これに対し、環境大臣は、「対象道路が計画されている神戸市は、<u>市街地から望む大阪湾と都市施設等が一体となった地域固有のすぐれた景観を有している</u>ため、事業実施段階において、市街地や山側の眺望点から見た眺望景観に対する影響についても住民等の意見を聞きながら予測・評価し、必要に応じて適切な措置を講ずること。」との意見を述べた。 その後、許認可等権者である国土交通省からの意見が述べられ、補正された評価書においては、市街地や山側の眺望点から見た眺望景観や沿道からの景観を含む景観検討について、事業実施段階において、地域住民や学識経験者等の意見を聴きながら適切に予測・評価を実施し、必要に応じて適切な措置を講じる旨が記載された。

事例2 <small>よし うら</small> 吉の浦火力発電所 (高さを有する構造物について環境保全措置を検討した事例)	
事業概要	沖縄県中頭郡中城村に計画された出力100.4万kWの天然ガスを燃料としたコンバインサイクル発電方式の火力発電所
景観に係る評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> 世界文化遺産及び文化財保護法に基づく史跡に指定されている中城城跡から見た中城湾の眺望景観等についてフォトモンタージュを作成し、景観への影響を評価した。 中城城跡が世界遺産及び史跡に指定されていることに配慮し、環境保全措置として、煙突の高さの低減(120mから80m)、集合化(2本から1本)及び配置変更並びに建物の色彩に配慮するなどし、眺望との調和を図ることにより、新たな施設の出現による違和感は小さいと予測された。 これに対し、環境大臣は、「事業計画地は、既存の埋立地であるが、近傍の史跡である中城城跡から中城湾を見下ろしたときに正面に位置することから、眺望景観について十分配慮する必要がある」とし、「事業計画地近傍の史跡である中城城跡からの眺望景観に十分配慮するため、発電所の構造物の配色、デザイン及び修景緑化について、周辺の景観と調和するよう、さらに検討すること。」との意見を述べた。 その後、許認可等権者である経済産業省からの勧告を経て、景観対策についての更なる検討が行われ、縦覧された評価書においては、その経緯及び結果が追加記載された。

事例3 地域高規格道路 道央圏連絡道路 長沼町～江別市間

(景観計画との整合性を評価した事例)

事業概要	北海道長沼町から江別市を結ぶ延長約 21.7km 、 4 車線の地域高規格道路
景観に係る評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> 事業が実施される長沼町では景観法に基づく景観計画が定められている。 例えば、長沼町の景観計画では、区域ごとに届出が必要とされる行為を定めるとともに、行為についての制限事項を設けている。当該事業が実施される区域では、「立体の施設は、外周部に樹木を植栽するなど修景措置を実施する」、「工作物の表面の色彩は光沢を抑え、彩度 3 以下とする」といった制限事項が定められている。 これに対して、当該事業の景観に係る評価においては「低地から視認される箇所については、環境保全措置として植栽による修景等を講じる」、「道路附帯構造物や工作物の色彩等については、景観計画との整合性を図る景観検討等を必要に応じて実施する」などとして、景観計画との整合が図られていると評価した。

事例4 横須賀パワーステーション

(評価書に記載された環境保全措置を実際に実施した事例)

事業概要	神奈川県横須賀市に計画された出力 約 24 万 kW の排熱回収式コンバインドサイクル発電方式の火力発電所
景観に係る評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> 本事業では、白煙が発生することから、環境保全措置として、白煙抑制機構付き乾湿併用型冷却塔を採用するとされた。 これに対し、神奈川県知事は、当該冷却塔について「低減効果を具体的に明らかにするとともに、最新技術の導入についても検討することにより、白煙発生の一層の抑制を図ること」との意見を述べた。 また、環境大臣も、当該冷却塔について「運転管理の徹底等により白煙の低減を図るとともに、白煙の高度が低くなる条件や白煙が長くなる条件下を含め、事後調査を行い、必要に応じて適切な低減化対策を講じること。」との意見を述べた。 その後、許認可等権者である経済産業省からの勧告を経て、縦覧された評価書においては、白煙に係る事後調査の実施が追加記載された。 当該事業は、環境影響評価手続終了後、工事に着手し、平成 18 年 6 月より稼働を開始した。事後調査報告書によると、評価書に記載されたとおり、白煙抑制機構付きの乾湿併用型冷却塔が採用され、平成 18 年 9 月より常時運転された。事後調査はテレビカメラを 4 箇所に設置し、24 時間 1 年間監視が行われ、事後調査の結果、冷却塔による白煙の発生抑制効果が十分に確認され、評価書における評価は妥当であったとされている。

事例5 敦賀発電所3、4号機増設計画

(自然公園内において景観への配慮を検討した事例)

事業概要	福井県敦賀市に計画された原子力発電所 (153.8万kW×2機)
景観に係る評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> 本計画は、若狭湾国定公園内に計画されており、準備書における環境保全措置の検討において、主要建屋の色彩について、背景となる環境色の調査や自然風景地における色彩調和に係る研究事例の引用、アンケート調査等を行い、ベースカラーの候補を検討した。 これに対して、環境大臣は、「<u>発電所の色彩については、計画地が若狭湾国定公園であることを考慮し、周辺の風致及び景観と著しく不調和とならないよう、更に検討すること。</u>」との意見を述べた。 その後、許認可等権者である経済産業省からの勧告を経て、<u>縦覧された評価書においては、主要建屋の色彩について再検討を行った結果が記載された。</u> 再検討では、国定公園及び周辺の利用状況等を踏まえて視点場を設定し、主要建屋の色彩について準備書段階より詳細に色彩を変えた複数のフォトモンタージュを作成して一般被験者へのアンケート調査等を実施するなどし、主要建屋のベースカラーを選定した。

【参考2】景観に関する制度

景観に係る環境影響評価では、眺望点や景観資源の選定等にあたり、一般的に景観の保全等を目的として国又は地方公共団体により策定された計画や区域・地点等が考慮される。また、評価において、国又は地方公共団体の環境保全施策によって景観に関する基準又は目標が示されている場合には、それらとの整合性が検討される。環境影響評価において参照される景観の保全等を目的とした制度のうち、主要なものについて以下に記述する。

1. 景観法

景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等所要の措置を講ずる景観についての総合的な法律であり、平成16年6月に制定された。

景観法では、景観行政を担う地方公共団体（景観行政団体）が、良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域等について、良好な景観の形成に関する景観計画を定めることができる。景観計画には、景観計画区域、景観形成に関する方針、届出対象行為、行為の制限、景観重要建造物等の指定方針などを定めることとされており、景観計画区域において、建築物や工作物の建築等を行おうとする者は、景観行政団体へ届出を行わなければならない。景観計画は、平成22年10月1日時点で全国249団体において定められている。

また、市町村は、都市計画において景観地区を定めることができ、平成22年10月1日時点で、全国29地区が定められている。景観地区においては、建築物の形態意匠等が制限され、景観地区内で建築物の建築等をしようとする場合は、市町村長の認定を受けなければならない。都市計画区域等外であっても、良好な景観の保全を目的として景観地区に準じた規制が可能な準景観地区を定めることができとなっており、全国3地区が定められている。

表7 景観法に基づく景観計画等の制定状況⁸

地方名	景観計画策定団体数 (平成22年10月1日現在)	景観地区数 (平成22年10月1日現在)	準景観地区 (平成22年10月1日現在)
北海道・東北地方	4道県 ・25市町	3地区	1地区
関東地方	3都県 ・72市区町村	5地区	
北陸地方	1県 ・9市		
中部地方	1県 ・31市村	5地区	
近畿地方	5府県 ・32市町村	10地区	2地区
中国・四国地方	2県 ・29市町村	3地区	
九州・沖縄地方	2県 ・34市町村	3地区	
合計	18都道府県 ・231市区町村	29地区	3地区

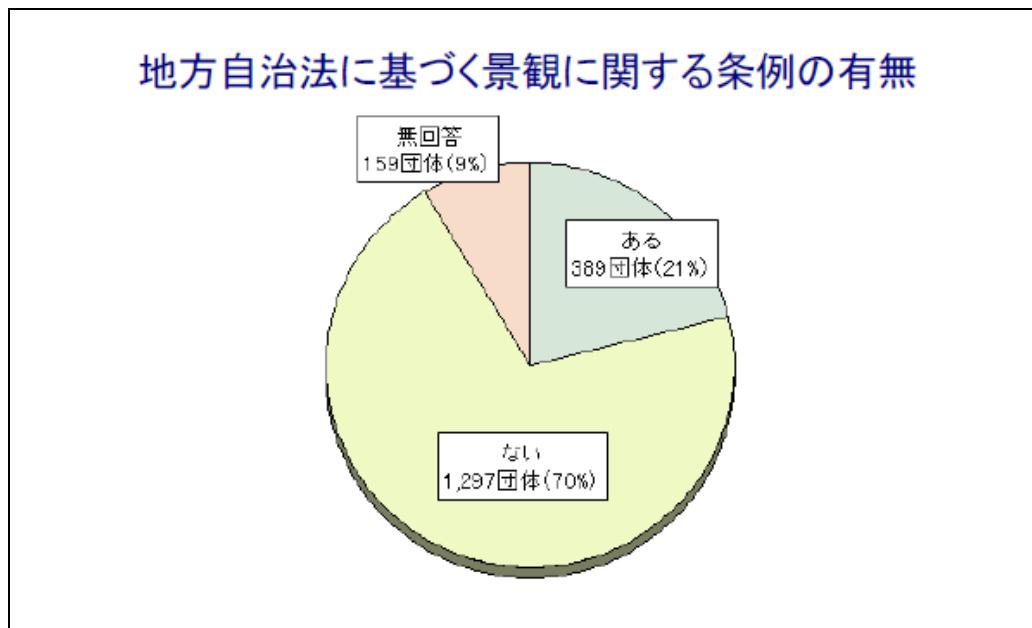
⁸ 出典：国土交通省ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/index.html>）より作成

2. 景観条例の制定状況

我が国のまちづくりについては、戦後の急速な都市化の進展の中で、経済性や効率性、機能性が重視された結果、美しさの配慮を欠いていた一方で、急速な都市化の終息に伴って、美しい町並みなど良好な景観に関する国民の関心が高まってきた。

このような背景から、全国の地方公共団体では、美しい町並み・良好な都市景観を形成し保全するための景観に関する条例（以下、「景観条例」という。）が制定されている。景観条例は、平成21年8月1日時点で、389団体⁹において制定されている。

図1 景観条例制定状況（平成21年8月1日時点）¹⁰



⁹ 景観法の委任条例のみのものは含まれない。

¹⁰ 出典：国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp/common/000112809.pdf>

3. 自然公園における風力発電所の取扱い

自然公園法に基づく国立公園・国定公園は、「優れた自然風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的」として指定される。戦前より国土の自然景観の核心地域として機能しており、観光の核として年間約7億人が利用している。国土面積の約9%を占めており、我が国における生物多様性保全の屋台骨としての役割も重視されている。

国立・国定公園内における風力発電施設の取扱いについては、平成15年度に専門家から成る検討会を設置し、国立・国定公園内における風力発電施設のあり方を議論した。その結果を踏まえ、自然公園法施行規則を改正し、特別地域内における風力発電施設設置に関する審査基準を追加し、平成16年4月より施行している。

国立・国定公園内における風力発電施設設置に関する審査基準等

◆ 特別地域◆

【手続】

国立公園では環境大臣、国定公園では都道府県知事の許可が必要。国定公園であっても、高さが50mを超える場合は環境大臣の同意が必要。

【審査基準】

[1] 以下の規定の例によること。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる風力発電施設の新築、改築又は増築については、この限りでない。

一. 次に掲げる地域内において行われるものでないこと。

ア 特別保護地区、第1種特別地域又は海中公園地区

イ 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第70条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの

- ・高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域
- ・野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域
- ・地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域
- ・優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

二. 当該風力発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。

三. 当該風力発電施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。

[2] 当該風力発電施設の色彩又は形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

[3] 当該風力発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該風力発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

- [4] 当該風力発電施設に係る土地の形態を変更する規模が必要最小限であると認められること。
- [5] 支障木の伐採が僅少であること。
- [6] 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

◆ 普通地域◆

【手続】

高さ 30m を超えるものについて、国立公園では環境大臣、国定公園では都道府県知事への届出が必要。特別地域等と同様の項目について審査し、風景を保護するために必要な限度において、行為の禁止・制限等を命ずることが可能。

また、都道府県の風景を代表する傑出した自然の風景地について、条例に基づき都道府県が指定する都道府県立自然公園もあり、審査基準等は条例に基づき定められている。

4. 都市計画法に基づく風致地区

都市計画法では、都市計画において、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域を風致地区として定めることができる。風致地区では、建築物の建築、建築物等の色彩の変更、木竹の伐採等の行為を規制することができ、規制の基準については地方公共団体が風致条例により定めることとされている。

風致地区は、平成 21 年 3 月末現在で、748 地区、約 169,635ha が指定されている。

5. 文化財保護法に基づく文化的景観

平成 17 年 4 月に文化財保護法が一部改正され、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものを、文化的景観として位置づけた。特に、文化的景観の中でも、文化財としての価値から特に重要なものについて、「重要文化的景観」として選定することができ、現状変更等を制限している。

平成 22 年 10 月 1 日現在、21 件の重要文化的景観が選定されている。

表 8 重要文化的景観（平成 22 年 10 月 1 日現在）¹¹

名称	所在地
アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観	北海道沙流郡平取町
遠野 荒川高原牧場	岩手県遠野市
一関本寺の農村景観	岩手県一関市
金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化	石川県金沢市
姨捨の棚田	長野県千曲市
近江八幡の水郷	滋賀県近江八幡市
高島市海津・西浜・知内の水辺景観	滋賀県高島市
高島市針江・霜降の水辺景観	滋賀県高島市
宇治の文化的景観	京都府宇治市
樺原の棚田	徳島県勝浦郡上勝町
遊子水荷浦の段畑	愛媛県宇和島市
四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来	高知県四万十市
四万十川流域の文化的景観 上流域の農山村と流通・往来	高知県高岡郡中土佐町
四万十川流域の文化的景観 上流域の山村と棚田	高知県高岡郡梼原町
四万十川流域の文化的景観 源流域の山村	高知県高岡郡津野町
四万十川流域の文化的景観 中流域の農山村と流通・往来	高知県高岡郡四万十町
蕨野の棚田	佐賀県唐津市
平戸島の文化的景観	長崎県平戸市
通潤用水と白糸台地の棚田景観	熊本県上益城郡山都町
小鹿田焼の里	大分県日田市
田染荘小崎の農村景観	大分県豊後高田市

¹¹ 出典：文化庁ホームページ <http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shurui/keikan.html>